

有料プレスリリース配信サービス業務公募型プロポーザル募集要領

1 本業務の目的

本市では、豊中記者クラブへのプレスリリースにより、新聞社、通信社、テレビ局を通じた情報発信を行っている。昨今、市民の情報収集手段として、各種メディアの中でもインターネットの利用が増えており、より多くの市民に情報を届けるために、ニュースサイト等のインターネットメディアの活用は欠かせない手法となっている。

本業務は、本市のプレスリリース配信先をインターネットメディアに拡充し、確実に情報を掲載することにより、広く市民に情報を伝え、本市の取組みへの理解や豊中への愛着を深めることを目的として、実施するものとする。

2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務の名称

有料プレスリリース配信サービス

(2) 業務の内容

「有料プレスリリース配信サービス業務仕様書」による

(3) 業務の期間

令和6年（2024年）3月1日から令和9年（2027年）2月28日まで

(4) 提案上限額

990,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2)	本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
(4)	本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
(5)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお、従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始

	を命ぜられていない者であること。
(6)	平成 12 年（2000 年）3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
(7)	平成 12 年（2000 年）4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
(8)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
(9)	消費者（本市在住の消費者に限る。）との間で係争案件がないこと。
(10)	役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。 ① 破産者で復権を得ない者 ② 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
(11)	直近 2 年間の公租公課を滞納していないこと。
(12)	労働関係法令に違反し、官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。

4 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

- 提出方法：事務局へ電子メールで提出
- 提出書類：参加申込書（様式第 1 号）

●提出期限：令和5年（2023年）12月8日（金）17時（必着）

※提出期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

5 日程

項目	日程
募集要領の公表	令和5年(2023年)12月1日(金)
参加申込書提出締切日	令和5年(2023年)12月8日(金)17時(必着)
質問締切日	令和5年(2023年)12月8日(金)17時(必着)
質問回答日	令和5年(2023年)12月15日(金)
企画提案書等の提出締切日	令和5年(2023年)12月22日(金)17時(必着)
参加辞退届の提出締切日	令和5年(2023年)12月22日(金)17時(必着)
選定委員会(書類審査)実施予定日	令和6年(2024年)1月12日(金)
結果通知予定日	令和6年(2024年)1月22日(月)
契約日	令和6年(2024年)2月上旬～中旬

6 質問の方法

(1) 本要領及び別紙「有料プレスリリース配信サービス業務仕様書」についての質問は、下記「14 事務局（問合せ先）」に行うこと。この場合、別紙「質問書（様式第2号）」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで送付すること。なお、送信後に提案者が事務局に電話連絡で質問表の到着を確認すること。

(2) 質問は、提出に必要な事項に限定する。

(3) 質問及び回答は、全ての参加者に電子メールで送付する。

7 企画提案書記載項目

別紙「有料プレスリリース配信サービス業務仕様書」に基づき、下記項目の内容について企画提案書（様式第3号）に記載すること。参照資料がある場合には、様式にその旨を記載し添付する。専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現とすること。

① 業務実績

- ・本市指定様式「業務経歴書（様式第4号）」にしたがい、国・地方公共団体等でのプレスリリース配信業務実績を記載すること。

<p>② Webメディアへのプレスリリース配信システムの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配信可能メディアを具体的に記載すること。 ・リリース配信の手法等についての相談、質問等へのアドバイス体制を記載すること。 ・セキュリティ対策等について記載すること。
<p>③ プレスリリース配信後の効果測定の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースの効果測定方法を記載すること。 ・プレスリリースの効果測定に係るサポート体制を記載すること。
<p>④ コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルにおける提案の見積価格(税込)をサービス内容ごとに記載すること。 内訳も併記。(見積書として提出) ・年額や月額、長期割引などの価格設定がある場合は提案すること。
<p>⑤ その他の追加提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、上記以外で提案したい追加提案があれば提案すること。

8 見積書記載項目

別紙「有料プレスリリース配信サービス業務仕様書」及び本要領に基づき、見積金額を記載すること。なお、貴社の様式を使用し、所在地、商号又は名称及び代表者名、提出年月日を記載、企画提案書とは別に作成すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

下記「14 事務局（問合せ先）」に電子メールで提出すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第3号）
- ② 業務経歴書（様式第4号）
- ③ 見積書
- ④ 企画提案書の参照資料
- ⑤ 入札参加停止措置等状況調書（様式第5号）

(3) 提出締切日

「5 日程」を参照

(4) 企画提案書等の提出辞退

企画提案書等の提出を辞退する際には、提出期間内に別紙「参加辞退届(様式第6号)」の所在地、事業者名代表者職・氏名及び理由と担当者連絡先を記入の上、「5 日程」に記載の日時まで「14 事務局（問合せ先）」に電子メールで提出すること。

(5) 失格事項

以下の項目のいずれかに該当したものは、業者選定の対象から除外する。

- ・ 提出期限に遅れたもの
- ・ 審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作が行われたと認められるもの
- ・ 提出書類が不備なもの（提案書類の追加や分割提出も認めません。）
- ・ 企画提案書受領から契約締結日の間に、本市から入札参加停止措置を受けたもの
- ・ 提案上限額を超えたもの
- ・ 提案内容に虚偽の内容があったもの
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- ・ 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ・ その他、募集要領の内容に違反したとき

10 審査の方針

- (1) 市職員で構成する審査委員会を設置し、審査する。
- (2) 審査は、企画提案書、見積書に基づき、書面審査を行い、下記の評価基準（表1）に基づき採点し、最も交渉順位の高い提案者（最優秀提案者）及び次点提案者を決定する。（最優秀提案者：全体の採点結果の合計点が最高点の者）
- (3) 評価基準の各項目には細目別評価基準を設定し、各項目の評価点を算出する。
- (4) 審査結果が同点の場合、選定委員会委員による合議で最優秀提案者を決定する。
- (5) 審査結果が合計点の50%未満である場合、交渉権を有しない。
- (6) 審査結果についての異議は一切認めない。

（表1）評価基準（「P.3 7. 企画提案書記載項目」に沿って評価）

評価項目	配点
①業務実績	10
②システムの内容	40
③プレスリリース配信後の効果測定の仕組み	30
④コスト	10
⑤その他の追加提案	10
合計	100

※公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の5%から10%を減点する。

11 審査結果の通知と公表

- (1) 審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して電子メールで通知するが、審査経過については公表しない。
- (2) 契約候補者（最優秀提案者、次点提案者）となった提案者にはその旨と点数をその他の提案者には選外になった旨と点数を記載する。
- (3) 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。
 - ①最優秀提案者の名称、採点結果の合計点及び提案額
 - ②最優秀提案者の選定理由
 - ③全提案者の名称、採点結果の合計点（提案者と採点結果の対応関係は記載しない。）
 - ④選定委員の氏名※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

1 2 契約の締結

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、本市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受注者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。
- (3) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

1 3 その他

- (1) 本企画提案に係る費用は、本市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、本市は一切の責任を負わない。
- (3) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則を遵守するとともに、豊中市情報セキュリティポリシーに準じて業務を遂行すること。
- (4) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

1 4 事務局（問合せ先）

豊中市役所 都市経営部 広報戦略課（第一庁舎3階）
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
<TEL>06-6858-2028 <FAX>06-6842-2810
<EML>kouhou@city.toyonaka.osaka.jp